税務課　問 町民税係（113～115）

国税だより

●社会全体のデジタル化の推進について

国税当局では、令和５年６月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取組の柱とし、税務行政のＤＸに取り組んでいくこととしています。特に、事業者のデジタル化を促進することを通じて、「デジタル社会の実現」に向け、税務を起点とした社会全体のＤＸを推進していきます。納税者の皆さまが、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続をおこなうことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。ｅ－Ｔａｘのご利用やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（https://www.nta.go.jp又は 国税庁 検索）にある「税務行政のＤＸ」をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらの二次元コードからもご利用になれます。→

●消費税の簡易課税制度を選択される方へ

これまで消費税の免税事業者であった個人事業者の方が、インボイス発行事業者として登録を受けた場合は、令和６年分の消費税の申告が必要となります。なお、インボイス発行事業者に登録したことにより課税事業者となった場合で、令和６年分の消費税申告において簡易課税制度を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和６年中（12月31日まで）に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、２年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。なお、簡易課税制度を選択していても、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（２割特例）を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp又は 国税庁 検索）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

●契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、２０種類に分類されています。印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

1　覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
2　申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。
3　仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。
4　レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧いただき、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇パソコン及びスマホから（https:// www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。→

大隅税務署（☎ 099-482-0007）※自動音声案内